

# 地方独立行政法人評価委員会について

## 1. 委員会の位置づけ

地方独立行政法人法第11条に基づき、知事の附属機関として設置。

評価委員会の組織及び委員など必要事項は大阪府地方独立行政法人評価委員会条例で規定。

評価委員会は、中期目標・中期計画の作成・認可に際しての意見提示、法人の業務実績についての評価を行うほか、評価結果を踏まえ必要に応じて業務運営の改善勧告を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を果たす。

## 2. 委員会の概要

### 組織等

- ・ 委員5人以内
- ・ 学識経験のある者から知事が任命
- ・ 任期は2年（再任可）
- ・ 特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

### 委員長

- ・ 委員の互選により選出
- ・ 委員会を代表
- ・ 会議を招集し議長となる
- ・ 委員長代理を指名

### 議事

- ・ 開会には過半数の委員の出席が必要
- ・ 出席委員の過半数で議事を決定。

## 3. 地方独立行政法人評価委員会の業務（資料4参照）

<p>各事業年度及び 中期目標期間に おける業務実績 についての評価 (法28・30条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価</li> <li>・評価結果の法人及び知事に対する通知</li> <li>・評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告</li> <li>・評価結果の通知・勧告の公表</li> </ul>
<p>知事による事前 意見聴取に対す る意見の提示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>業務方法書に対して知事が認可する際の意見</u> (法22条3項)</li> <li>・<u>知事による中期目標の作成・変更の際の意見</u> (法25条3項)</li> <li>・<u>中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見</u> (法26条3項)</li> <li>・中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見(法31条2項)</li> <li>・知事による財務諸表の承認の際の意見 (法34条3項)</li> <li>・中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見 (法40条5項)</li> <li>・一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって知事が承認する際の意見 (法40条5項)</li> <li>・限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が認可する際の意見(法41条4項)</li> <li>・短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見(法41条4項)</li> <li>・重要な財産を処分するに当たって知事が認可する際の意見(法44条2項)</li> </ul>
<p>意見の申し出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出</u> (法49条2項、56条1項)</li> </ul>

下線の4項目が16年度の業務